

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明を行います。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行います。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

注) 当金庫は、確定拠出年金運営管理機関として、確定拠出年金法上の「企業型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務」および「個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくは変更」に関しても本勧誘方針を準用いたします。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

当金庫は、資産形成・資産運用に関する業務において、この度、お客さま本位の業務運営を実現するため、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を制定いたしました。この取組方針は、よりよい業務運営をめざし定期的に見直し公表してまいります。

1. 当金庫は、高い専門性と職業倫理を保持し、お客さまの最善の利益を図るため誠実・公正に業務を行います。
2. 当金庫は、お客さまの利益が不当に害されることの無いよう、利益相反を適切に管理いたします。
3. 当金庫は、お客さまの投資判断に影響を与える重要な情報を、適切かつ分かりやすく提供いたします。
4. 当金庫は、上記1～3の取組を促進するため、またこうした取組が企業文化として定着するよう、職員に対する適切な動機づけの体制を整備いたします。

「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」の取組状況（成果指標）

◇アフターフォロー実施状況

お取引後についても、情報提供等のアフターフォローを実施してまいります。

	2019/3(半期)	2019/9(半期)	2020/3(半期)
対象のお客様	511件	490件	473件
実施したお客様	371件	423件	650件
実施率	73%	86%	137%

※アフターフォロー実施毎に1件とカウントしております。

◇FP資格保有者数

FP資格取得を推奨しており、その他研修による職員教育を継続してまいります。

	2019/3	2019/9	2020/3
F P 1 級	3名	3名	3名
F P 2 級	103名	103名	104名
F P 3 級	155名	155名	157名
合計	261名	261名	264名
常勤従業員数	435名	435名	412名
保有者率	60.0%	60.0%	64.1%

◇投資信託の運用損益別顧客比率（2020年3月31日現在）

【運用損益の区分】	顧客数	割合
+50%以上	21名	4%
+30%以上+50%未満	142名	31%
+10%以上+30%未満	186名	40%
0%以上+10%未満	70名	15%
-10%以上0%未満	40名	8%
-30%以上-10%未満	10名	2%
-50%以上-30%未満	3名	0%
-50%未満	0名	0%
合計	472名	100%

※原則として、2003年6月以降の数値をもとに算出しています。

◇当金庫が取り扱う投資信託14銘柄のコスト・リターン/リスク・リターン

(2020年3月31日現在)

銘柄名	コスト	リスク	リターン	投資信託残高(円)
ニッセイ/パトナム・インカムオープン	2.17%	8.14%	3.73%	280,177,762
しんきん3資産ファンド(毎月決算型)	1.47%	7.54%	5.89%	188,064,456
グローバル・ソブリン・オープン(毎月決算型)	1.68%	6.34%	1.49%	185,781,137
DIAM高格付インカム・オープン(毎月決算コース)	1.52%	7.74%	0.15%	155,611,281
しんきんインデックスファンド225	0.86%	15.68%	8.42%	70,214,595
しんきんグローバル6資産ファンド(毎月決算型)	1.57%	8.12%	5.21%	21,235,785
ダイワ・バリュー株・オープン	2.30%	15.55%	4.55%	16,116,044
ノムラ・ジャパン・オープン	2.30%	15.52%	7.47%	12,732,202
しんきん国内債券ファンド	0.43%	1.74%	1.53%	5,478,255
アセット・ナビゲーション・ファンド(株式40)	0.88%	5.63%	4.04%	3,703,109
しんきんJリートオープン(1年決算型)	1.44%	8.69%	8.23%	1,731,666
アセット・ナビゲーション・ファンド(株式20)	0.80%	2.74%	2.80%	1,455,298
しんきん世界アロケーションファンド	1.46%	2.61%	2.57%	469,963
グローバル・ソブリン・オープン(資産成長型)	1.68%	6.34%	1.52%	148,219

※原則として、2003年6月以降の数値をもとに算出しています。

※コスト……………基準日時点の販売手数料率の1/5と信託報酬率の合計値

販売手数料率:目録見書上の上限ではなく、取扱い時の最低販売金額での料率(自社取引、他社への仲介取引・紹介取引のうち、最も高い料率を使用)
信託報酬率:目録見書上の実質的な信託報酬率の上限(その他の費用・手数料は含まず)

※リスク……………過去5年間の月次リターンの標準偏差(年率換算)

騰落率算出の際に用いる基準価格は分配金再投資後(税引前)の基準価格を使用

※リターン……………過去5年間のトータルリターン(年率換算)

騰落率算出の際に用いる基準価格は分配金再投資後(税引前)の基準価格を使用

与信取引に関する顧客への説明態勢

与信取引には、手形割引、貸付金（手形貸付、証書貸付、当座貸越）、債務保証、外国為替、デリバティブ取引等の多様な取引があります。

契約の締結にあたりましては、契約の内容を説明し、借入意思、担保提供意思、保証意思、デリバティブ取引の契約の意思があることを確認した後に当金庫職員の面前において、関係者から契約書に自署・押印を受けることを原則としております。

貸出契約、担保設定契約、保証契約等を締結したときは、契約者の方にその写しを交付し、いつでも契約内容等が確認できるよう努めております。

また、十分な説明責任を果たすため、与信取引に関する顧客への説明に係る規程を制定して管理責任者を明確にするとともに、説明事項等を項目別に記載した与信取引に関する顧客への説明マニュアルによって、職員研修と顧客への適正な説明態勢の確保をはかっております。

なお、お客様からの苦情等につきましては、コンプライアンス部と連携して適切な対応、解決をはかるとともに、苦情等の原因調査・分析を行い再発防止に努めております。

「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

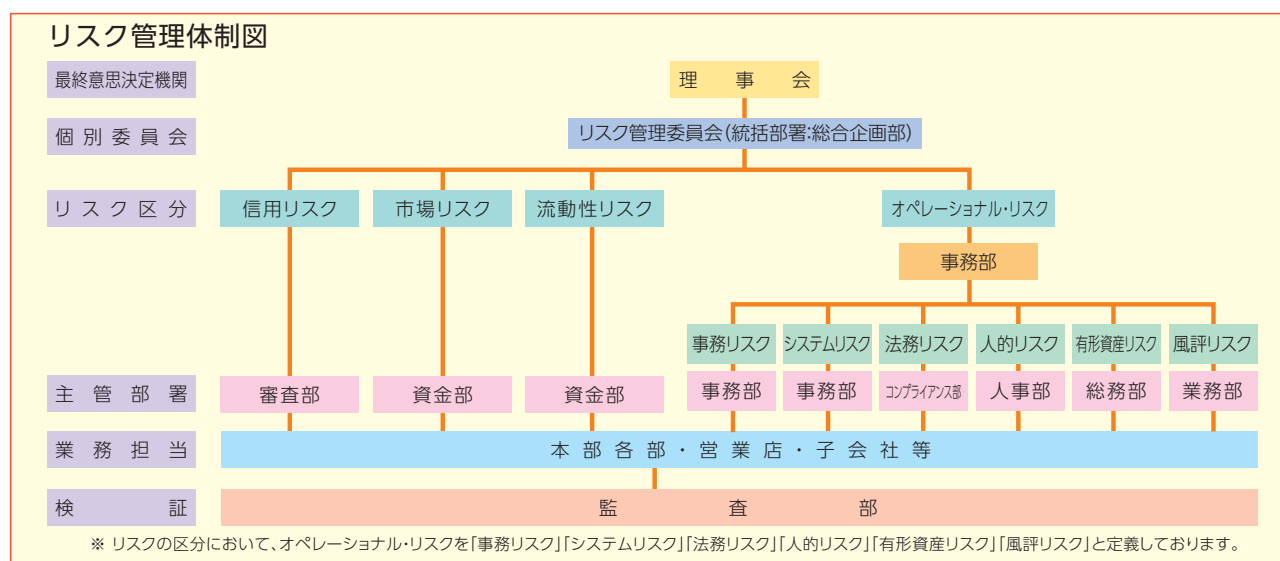
	2019年度
新規に無保証で融資した件数	714件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	18.6%
保証契約を解除した件数	30件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件

リスク管理の体制

近年、金融の自由化・国際化の進展、情報通信技術の発展や規制緩和による業務範囲の拡大等により、金融機関の抱えるリスクも多様化・複雑化の度合いを強めています。

このような環境のなか、当金庫がお客様に信頼され安心してお取引いただくため、経営目標とリスク管理体制の一体化を図る経営管理体制の強化が求められています。

当金庫ではリスク管理を経営上の最重要課題のひとつと位置付け、リスク管理委員会を設置し、金融環境の変化に柔軟に対応できる強固なリスク管理体制の実現に向けて取り組んでおります。



信用リスク	<p>「信用リスク」とは、与信先の財務状況の悪化等により、金融機関が保有する資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクを言います。当金庫では、審査部門（審査部）と営業推進部門（業務部）を明確に分離し、審査部門の独立性を堅持し、重要案件については、理事会で検討決議する等厳格な審査・管理を行っています。</p> <p>与信ポートフォリオ管理として、特定の業種、資金使途、債務者への与信集中を適切に管理するとともに、取引先の信用度を把握するための財務分析・企業格付システム、ならびに不動産担保物件の正確な評価を行うための不動産担保評価・管理システム等は、相互に連携し、一元的に運用するシステムを導入しています。</p> <p>信用リスクの適切な把握のため、資産の自己査定を「規定・マニュアル」に従い厳正に実施するとともに、償却・引当基準に基づき適正な償却及び引当を行っています。</p>
市場リスク	<p>「市場リスク」とは、金融市場の変動により、保有する資産の価値が変動し金融機関が損失を被るリスクを言います。具体的には金利リスク、価格変動リスク、為替リスクが含まれます。当金庫では、ALM委員会を設置して金利感応度分析、ギャップ分析、および収益シミュレーション等を行い、金融環境の変化に適切に対応できるようリスク管理手法の向上と強化に努めております。</p>
流動性リスク	<p>「流動性リスク」とは、金融機関の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなる場合や、資金の確保に通常より著しく高い金利で調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）と、市場の混乱等により通常よりも著しく不利な価格で取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場性リスク）があります。当金庫では、豊富な支払準備資産を確保しており万全を期しています。</p>
オペレーショナル・リスク	<p>「オペレーショナル・リスク」とは金庫の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は、外生的な事象により、損失を被る以下のリスクを言います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「事務リスク」… 役職員による事務処理が、厳正・的確でなかったとき等に金庫が損失を被るリスク ●「システムリスク」… システムの障害または誤作動、システムの不備、不正利用等により金庫が損失を被るリスク ●「法務リスク」… 金庫経営、金庫取引等に係わる法令・庫内規程等に違反する行為ならびに、その恐れのある行為が発生することで金庫の信用の失墜を招き、損失を被るリスク ●「人的リスク」… 人事運営上の不公平・不公正、差別的行為および人材を適正配置できないことから生じる損失・損害を被るリスク ●「有形資産リスク」… 災害その他の事象から生じる有形資産に毀損・損害等を被るリスク ●「風評リスク」… 金庫の評判を形成する内容が劣化し、お客様からみて金庫への安心度、親密度が損なわれることにより、金庫の評判が低下するリスク <p>各リスクについて主管部署・担当部署を置き体制整備を図るとともに、情報の収集・分析を行い、リスク管理委員会等で適切なリスク管理に努めております。</p>

サイバーセキュリティ対策

1. サイバーセキュリティの取組みについて

情報通信に大きく依存している現代社会においては、サイバー犯罪被害の拡大防止や未然防止等に向けたサイバーセキュリティの確保が極めて重要な課題となっており、当金庫においても日々、高度化かつ巧妙化しているサイバー攻撃の被害がお客様に及ぶことがないようシステム面等の態勢整備に努めるとともに関連団体、他金融機関との情報共有・共助態勢を構築し、セキュリティ強化に取り組んでいます。

2. インターネットバンキング不正送金防止について

インターネットバンキングのID・パスワード等が盗み取られ、不正なアクセスにより不正送金が行われるという被害が急増している中、当金庫においてはインターネットバンキングご利用のお客様に専用セキュリティソフト「Rapport」（パソコン用）のご提供（無料）や個人向けインターネットバンキングにおいてはソフトウェアトークン（アプリケーション）によるワンタイムパスワードを利用したログイン方式、また法人向けインターネットバンキングにおいては電子証明書方式及びハードトークン（ワンタイムパスワード生成器）によるワンタイムパスワードを利用したログイン方式を採用しております。

今後もお客様が安心してインターネットバンキング等の各種サービスをご利用いただけるよう不正送金の防止対策強化に努めてまいります。

マネー・ローンダリング／テロ資金供与防止方針

当金庫は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（以下「マネー・ローンダリング等」という。）防止のための管理態勢および運営に関する基本方針を定め、これを遵守します。

【基本方針】

当金庫は、マネー・ローンダリング等防止を経営の最重要課題の一つと捉え、不断の検証と高度化に努めるとともに、公共の信頼を維持すべく実効性のある管理態勢を確立することを基本方針とします。

【経営陣の関与】

経営陣および各部門の責任者は、マネー・ローンダリング等リスクが経営上重大なリスクになり得るとの理解の下、主体的かつ積極的に関与するとともに、マネー・ローンダリング等防止対策に関する取組みを全職員に浸透させ、管理態勢を構築します。

【リスク評価書】

当金庫は、国家公安委員会が公表する「犯罪収益移転危険度調査書」等の内容を踏まえ、当金庫が取り扱う商品・サービス等についてリスクを特定・評価し、リスク低減を図るため「特定事業者作成書面等（リスク評価書）」を策定します。

【顧客管理措置】

当金庫は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下犯罪収益移転防止法という。）」に基づき、顧客の本人特定事項ならびに顧客管理事項の確認を適切に行いその情報を常に最新の状態で保つよう、継続的な顧客管理を実施します。

【疑わしい取引の届出】

当金庫は、犯罪収益移転防止法に基づき、疑わしい取引が判明した場合は速やかに当局に届け出るとともに、当金庫における疑わしい取引発生を防止する態勢を構築します。

【遵守状況の点検】

当金庫は、マネー・ローンダリング等防止に係る遵守状況を点検し、その点検結果を踏まえた、継続的な態勢改善に努めます。

反社会的勢力に対する基本方針

私ども淡路信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与とは行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗処置を講じる等、断固たる態度で対応します。

利益相反管理について

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、当金庫が定める庫内規程に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
 - ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
 - ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③のほかお客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ①対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
 - ②対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
 - ③対象取引またはお客様との取引を中止する方法
 - ④対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規程等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

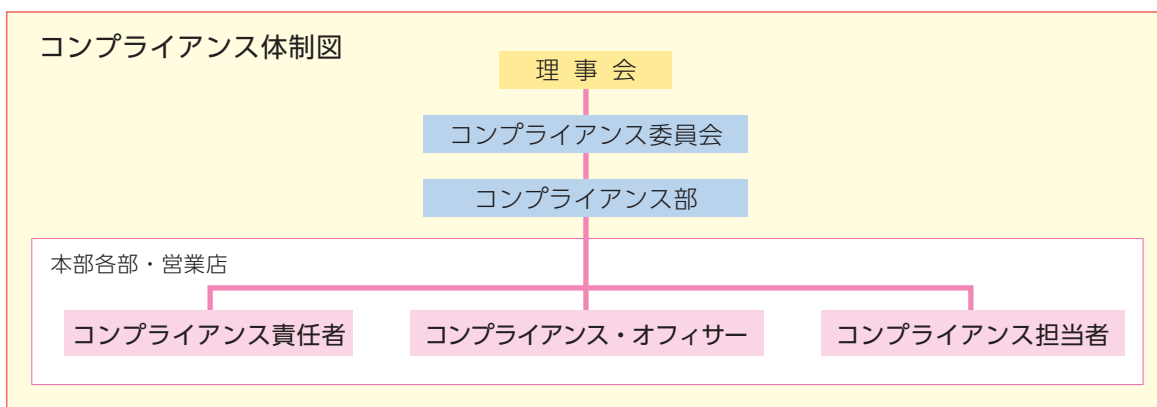
法令等遵守の体制(コンプライアンス)

「コンプライアンスとは、企業倫理の再構築及び法令やルールを厳格に遵守することを意味するとともに社会的規範を全うすることをいう」と一般的に解釈されています。

金融機関は金融取引を通じて経済の発展に深く関わっているという点で公共性が高く、また、金融の円滑化、信用秩序の維持、地域経済の発展に貢献しなければならない社会的責任を有しています。金融機関は社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し金融機関の役職員一人ひとりにより高いレベルのコンプライアンスが求められています。

当金庫ではコンプライアンスを経営上の最重要課題のひとつと位置付けて業務を遂行し、地域のお客様の信頼を得てまいりましたが、さらに一層の社会的責任と公共的使命を自覚して地域社会の信頼確保に努め、法令等遵守意識の徹底とその体制整備を図ってまいります。

金庫内には理事長直轄のコンプライアンス委員会を設置し、本部にコンプライアンス部、各本店に責任者、オフィサー、担当者置き、コンプライアンス・マニュアル（コンプライアンスを実現するための具体的な手引書）、プログラム（具体的な実践計画）を策定するとともに全役職員を対象として、啓蒙と研修及び自己診断チェックを実施し、誠実、公正で良識ある営業活動及び適正な業務の遂行を実践しています。



金融ADR制度への対応

【苦情処理措置】

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情は、営業店またはお客様相談室へお申し出ください

淡路信用金庫 お客様相談室

住 所：洲本市宇山3丁目5番25号
 フリーダイヤル：0120-22-1020
 F A X：0799-22-1378
 eメール：soudanshitsu@awaji.shinkin.jp
 受付時間：9：00～17：00（信用金庫営業日）
 受付媒体：電話、FAX、eメール、手紙、面談

【紛争解決措置】

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日（9時～17時）に上記のお客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、以下の仲裁センター（各弁護士会）等にお取次ぎいたします。また、お客様から仲裁センター（各弁護士会）等に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会等は東京以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会を利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システムを用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ下記紛争解決センター等にお尋ねください。

- 兵庫県弁護士会紛争解決センター ……（電話：078-341-8227）
- 東京弁護士会紛争解決センター ……（電話：03-3581-0031）
- 第一東京弁護士会仲裁センター ……（電話：03-3595-8588）
- 第二東京弁護士会仲裁センター ……（電話：03-3581-2249）

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

※当金庫の個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)全文は当金庫ホームページに掲載している他、営業店窓口・ATMコーナーに掲載しております。

個人情報等相談窓口

淡路信用金庫 お客様相談室
 住 所：〒656-0012 洲本市宇山3丁目5番25号
 フリーダイヤル：0120-22-1020
 (受付時間：午前9時～午後5時 ただし、信用金庫休業日を除きます)

預金者保護

■ キャッシュカードを安心してご利用いただくために

◎ ATMのご利用限度額（1日あたり）

	磁気カード	ICカード (生体認証なし)	ICカード (生体認証あり)
現金引出し	50万円 (上限 200万円)	50万円 (上限 200万円)	500万円
デビット利用	50万円	50万円	50万円
振込	100万円	100万円	100万円 (上限 500万円)

1日あたりの現金引出し限度額は変更が可能です。
磁気カードからICカードへの切替手続きについては窓口へお申し出ください。

◎ ATMで暗証番号変更が可能です。

推測されやすい暗証番号をご使用の場合は、
すみやかに変更するようお願い致します。
(例：生年月日、住所・地番、電話番号、車のナンバー等)

◎ ATMの覗き見防止策を講じております。

覗き見防止シールまたは後方確認用鏡を設置しております。

◎ 利用明細からの口座特定防止策を講じております。

ATMで現金引出しの際、利用明細書の発行・非発行を選択できます。不要の場合は非発行をお選びいただき、発行済みの利用明細はお持ち帰りください。また、口座番号の一部を見えないよう印字しております。

◎ 特殊詐欺被害未然防止のためATM(キャッシュカード)お振込一部利用制限

2017年10月20日より特殊詐欺被害未然防止のため70歳以上かつ当金庫および他金融機関のATMにおいて、当金庫キャッシュカードにより過去3年以上お振込みの利用をされたことがない口座のお客様について「ATM振込」の利用制限を実施しました。(振込限度額を「0円」とさせていただきます。)

◎ 視覚に障がいをお持ちの方に対応したATMを設置しております。

ATMハンドセット(受話器)により、操作方法等を音声にて案内します。
<ハンドセットで取扱い可能な取引> お引出し・お預入れ・残高照会・通帳記入



- ◇キャッシュカード、暗証番号等の保管や管理は、通帳・印章等と同様に十分ご注意ください。
- ◇カード・通帳等の紛失・盗難の場合は、ただちにお取引店または最寄の店舗へご連絡ください。ATMコーナー備付けの電話からも紛失等の連絡が可能です。
※24時間受付をしております。
- ◇警察や当金庫の職員が、電話等でお客様の暗証番号をお尋ねすることはございません。
振り込め詐欺等にご注意ください。

※時間外受付
しんきんATM監視センター
(キャッシュカード紛失共同受付センター)
電話番号06-6454-6631

振り込め詐欺被害者救済法

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(平成20年6月21日施行)は、振り込め詐欺・還付金詐欺などによる預金口座に振込まれた被害額のうち、「振込まれた預金口座に残された金額」を被害者の皆さまに速やかに分配するために制定されました。

当金庫では、振り込め詐欺等の犯罪被害金として当金庫に振込まれた被害者の方からのお問い合わせ窓口を下記のとおり設置し、ご照会をお受けしております。

「振り込め詐欺被害者救済法」お問い合わせ窓口

フリーダイヤル 0120-22-1020

平日の受付時間 9時～17時(ただし金庫休業日を除く)
または、淡路信用金庫 コンプライアンス部 0799-22-1020

偽造・盗難キャッシュカード被害が発生した場合の補償について

万一当金庫にお預け入れのご預金が、キャッシュカードの偽造や盗難により不正に引き出された場合には、原則として当金庫が補償させていただきます。

ただし、お客様に「重大な過失」または「過失」があるなど場合には、当金庫が被害額の全部又は一部について補償いたしかねるケースがございますので十分にご注意くださいますようお願いいたします。

預金保険制度について

預金保険制度は、万が一金融機関が破綻した場合に、預金者等の保護や資金決済の履行の確保を図ることによって、信用秩序を維持することを目的としています。

預金保険の対象となる預金等の範囲について

預金保険制度により、当座預金や利息のつかない普通預金など(決済用預金)は、全額保護されます。

定期預金や利息のつく普通預金などは、金融機関ごとに預金者1人当たり、元本1,000万円までとその利息が保護されます。

それを超える部分は、破綻した金融機関の財産の状況に応じて支払われます。(一部カットされることがあります。)

*決済用預金とは「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たす預金のことです。

*定期積金の給付補てん金も利息と同様に保護されます。

	預金等の分類	保護の範囲
預金保険の対象商品	当座預金	全額保護
	利息のつかない普通預金等	
	利息のつく普通預金	合算して元本1,000万円までとその利息等を保護 1,000万円を超える部分は、保護対象外
	通知預金・貯蓄預金・納税準備預金 定期預金・定期積金等	
預金保険の対象外商品	外貨預金 譲渡性預金等	保護対象外